

東三河広域連合 I C T 機器導入支援補助事業 Q & A

Q 1 補助対象となる I C T 機器はどのようなものか。

A 1 タブレット端末等情報通信機器により遠隔で介護内容や介護に係る利用者の情報を記録するとともに事業所内で情報共有し、介護業務を支援する機能により介護事業所の職員の負担を軽減しケアの質の向上に資する機器です。この要件に該当する I C T 機器として、以下の機器（例示）を把握しています。

対象機器例

- ・ Notice (Abstract 合同会社)
- ・ HIMVIT (株式会社ヒミカ)
- ・ 眠り SCAN (パラマウントベッド株式会社)

Q 2 補助対象となるものは、いつ購入したものか。

A 2 交付決定後に購入したものが対象となります。

Q 3 他の補助金と重複して申請することは可能か。

A 3 対象経費を他の補助金と重複して申請することはできません。

Q 4 交付決定後、申請内容に変更が生じた場合、どのような手続きが必要か。

A 4 交付決定後、入札の結果等により、申請内容が変更となった場合は、I C T 機器導入支援補助金変更等承認申請書を提出してください。ただし、当初の交付決定額が上限となりますので、対象経費が増額となったとしても、補助額を上乗せすることはできませんので、ご注意ください。

Q 5 補助対象事業はいつまでに I C T 機器の導入・支払いを終える必要があるか。

A 5 交付決定のあった日の属する年度の末日（3月31日）までに、I C T 機器の導入が完了し、支払いも全て終える必要があります。

Q 6 実績報告書はいつまでに提出が必要か。

A 6 補助対象事業完了後10日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに提出する必要があります。

Q7 導入効果報告書の提出はいつまで行う必要があるのか。

A7 導入年度の翌々年度から3年間毎年4月末日までに提出していただく必要があります。

例 令和2年2月28日にICT機器を導入した場合

報告区分	報告期間	報告期限
1年目	令和2年2月28日から令和3年3月31日	令和3年4月末日
2年目	令和3年4月1日から令和4年3月31日	令和4年4月末日
3年目	令和4年4月1日から令和5年3月31日	令和5年4月末日